

香川県広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第22号

香川県広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特別休暇） 第16条 略 （1）～（8） 略 （9） 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号、<u>第11号及び第13号</u>において同じ。）が出産する場合 その都度必要と認める日又は15分を単位とする時間。ただし、出産予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日を限度とする。 （10）～（25） 略 2 略 （介護休暇） 第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項、<u>第20条第4項及び第24条第5項</u>において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、企業長が、別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、別に定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略	（特別休暇） 第16条 特別休暇は、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 （1）～（8） 略 （9） 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号<u>及び</u>第11号において同じ。）が出産する場合 その都度必要と認める日又は15分を単位とする時間。ただし、出産予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日を限度とする。 （10）～（25） 略 2 略 （介護休暇） 第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、企業長が、別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、別に定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略

(子育て部分休暇)

第18条の2 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、次の各号に掲げるいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき77時間30分（定年再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内

3 略

(介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求)

第20条 略

2 略

3 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この項において同じ。）ごとに、あらかじめ、第18条の2第2項各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該年度における子育て部分休暇を請求するかを企業長に申し出るものとする。

4 前項の規定による申出をした職員は、特別の事情（配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の前項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該申出をした職員の小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育に著しい支障が生じることとなったと企業長が認める事情をいう。）がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

5 第3項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

(育児休業等)

第24条 略

(子育て部分休暇)

第18条の2 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 略

(介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求)

第20条 略

2 略

(育児休業等)

第24条 略

2 略

3 企業長は、職員（次に掲げる職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、別に定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。

（1）・（2） 略

4 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを企業長に申し出るものとする。

（1） 1日につき2時間を超えない範囲内

（2） 1年につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

5 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の前項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなったと企業長が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

6 第4項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第3項の規定による部分休業の請求をすることができる。

7 育児休業法第5条及び第16条の規定は、部分休業について準用する。

8 企業長は、部分休業をしている職員が第5項の規定による変更をしたときは、当該部分休業の承認を取り消すものとする。

9 略

2 略

3 企業長は、職員（次に掲げる職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、別に定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（別に定める非常勤職員にあっては、3歳）に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。

（1）・（2） 略

4 育児休業法第5条及び第16条並びに香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第16号）第15条の規定は、部分休業について準用する。

5 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の香川県広域水道企業団職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）第 20 条第 1 項及び同条第 3 項から第 5 項までの規定の例により、同規則第 18 条の 2 第 2 項各号のいずれの範囲内で子育て部分休暇の請求をするかの申出をし、その範囲内（同規則第 20 条第 4 項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第 3 項の規定による申出及び同条第 4 項の規定による変更並びに同条第 1 項の規定による請求とみなす。
- 3 職員は、施行日前においても、改正後の規則第 24 条第 3 項から第 6 項までの規定の例により、同条第 4 項各号のいずれの範囲内で部分休業（同条第 3 項に規定する部分休業をいう。以下この項及び附則第 5 項において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（同規則第 24 条第 5 項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第 4 項の規定による申出及び同条第 5 項の規定による変更並びに同条第 3 項の規定による請求とみなす。
- 4 改正後の規則第 20 条第 1 項の規定により、同規則第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における子育て部分休暇の承認を受ける場合における同号の規定の適用については、同号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、「10」とあるのは「5」とする。
- 5 改正後の規則第 24 条第 3 項の規定により、同条第 4 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、「10」とあるのは「5」とする。